

前橋市告示第 6 1 8 号

平成 2 7 年前橋市告示第 8 1 4 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 3 年 1 0 月 1 日

前橋市長 山 本 龍

別表省令第 6 条第 1 項第 3 号の項中「押印並びに」及び「及び押印」を削る。